

生鮮食品の品質表示

農産物の品質表示

畜産物の品質表示

水産物の品質表示

加工食品の品質表示

遺伝子組換え食品の表示概要

有機農産物の表示概要

遺伝子組換え食品の表示概要



遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品は表示が義務付けられています。遺伝子組換え食品とは、組換えDNA技術を用いて開発された農産物及びこれを原材料とする加工食品をいいます。消費者の商品選択のための情報提供という観点から、厚生労働省において安全性が確認され、国

内で流通する可能性のある「遺伝子組換え食品」について表示が義務付けられています。なお、義務表示の対象品目については、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見を踏まえて、毎年見直しを行うこととしています。

現在、表示が義務付けられている遺伝子組換え食品は次の7つの農産物とその加工食品(32食品群)です。 ※枝豆、大豆もやしを含む



具体的な表示方法

1. 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

(1) 農産物及びこれを原材料とする加工食品であっても加工後も組み換えられたDNAまたはこれによって生じたたんぱく質が検出可能とされるもの。

分別の有無

表示例(大豆の場合)

分別生産流通管理が行われた
遺伝子組換え農産物を原材料とするもの

「大豆(遺伝子組換えのものを分別)等」

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え
農産物が不分別の農産物を原材料とするもの

「大豆(遺伝子組換え不分別)等」

★次の場合は任意表示ができます。

分別生産流通管理が行われた
非遺伝子組換え農産物を原材料とするもの

「大豆(遺伝子組換えでないものを分別)等」

名 称	きなこ
原材料名	大豆(北海道産) (遺伝子組換えでないものを分別)
内 容 量	250g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	風通しの良い涼しいところに 保存してください。
販 売 者	〇〇商事株式会社 北海道〇〇市△△町××-××-×× TEL:×××-×××-××××

★枠外に表示可 → 賞味期限 2009.12.31

(2) 組換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が、加工後に最新の検出技術によっても検出できない加工食品(大豆油、しょうゆ、コーン油、異性化液糖等)

表示の有無

任意表示

表示例

大豆(遺伝子組換え不分別)
大豆(遺伝子組換えでないものを分別)

2. 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの(高オレイン酸大豆及び高リシンとうもろこし)

表示の有無

表示義務

表示例

「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)等」

★分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品製造業者まで、生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

次のような表示は禁止されています。

現在、遺伝子組換え食品に関する表示が義務付けられている食品「大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜」以外にあっては、遺伝子組換えでない旨を示す用語は表示できません。

例えば:「この小麦は遺伝子組換えではありません」など

遺伝子組換え食品の表示Q&A

Q 遺伝子組換えのことを表す表現として、GMOという表現は可能ですか。

A GMOでは消費者に分らないおそれがありますので、一括表示事項欄には日本語で「遺伝子組換え不分別」等と記載してください。同様に遺伝子組換えでない旨を表すものとして、「non-GM」等の表現も使用できません。



Q 表示対象品目であっても、表示義務が課されない場合がありますか。

A 表示の対象品目であっても、以下の場合は表示する必要はありません。

- ① 飲食料品を製造若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合。(加工食品品質表示基準第3条但し書)
- ② 生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合。(生鮮食品品質表示基準第3条但し書)



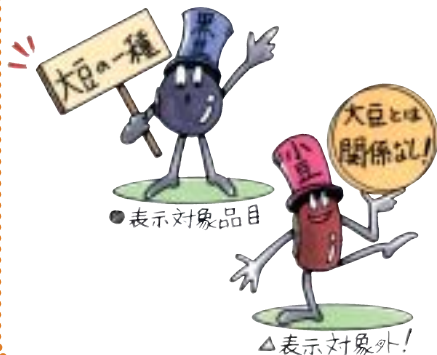
Q 主な原材料とありますが、具体的にどのようなものを指すのですか。

A 原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位以内のもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいいます。
製造時に水を添加した場合は、添加した水は原材料として換算しません。



Q 黒豆、小豆は表示対象品目に当たりますか。

A 1.黒豆については、大豆の一種ですから、表示対象品目となります。
2.小豆については、大豆ではないため、表示対象品目にはあたりません。



Q 表示面積が小さい場合は、表示は免除されますか。

A 容器又は包装の面積が30cm²以下である場合は、一括表示事項として記載すべき事項のうち、原材料名、賞味期限(又は消費期限)及び保存方法の記載を省略(加工食品品質表示基準第3条第7項)できるとなっており、原材料名欄への表示である遺伝子組換えに関する表示も省略することができます。



Q 基準第3条第3項で規定する「意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入」とは、具体的にどのような値ですか。

A 1.大豆及びトウモロコシについては5%以下です。「流通マニュアル」に即した分別生産流通管理が適切に行われた場合には、混入率5%以下を目安とした取引が可能です。
2.なお、当然のことながら、混入率5%以下というのは、分別生産流通管理が適切に行われたという前提の上での、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入率を示しているものであり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換えの混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合などは、基準第3条第3項の規定は適用されません。

